

地区及び職域薬剤師会担当者 各位

公益社団法人 東京都薬剤師会

写しの通り、日本薬剤師会から通知がありましたので、貴会会員への周知と地域の関係機関と連携の上、自殺予防週間の趣旨に沿った取り組みを賜りますようよろしくお願い申し上げます。



日薬業発第129号
令和7年7月28日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会
会長 岩月 進
(会長印省略)

令和7年度「自殺予防週間」に対する啓発活動等の推進について（依頼）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度「自殺予防週間」の啓発活動等の推進について、厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）より依頼がありましたのでお知らせいたします。

「自殺総合対策大綱」（令和4年10月14日閣議決定）において、自殺予防週間（9月10日～16日）は、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して啓発活動を推進し、悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

特に長期休暇明け前後にはこどもの自殺リスクが高まることから、自殺予防週間に先駆けて長期休暇期間中から啓発活動を行っていくこととされ、広報ポスターの掲示及び広報動画の活用への協力依頼がございました。

貴会におかれましては、会員への周知等のほか、地域の関係機関と連携の上、自殺予防週間の趣旨に沿った取り組みを賜りますようお願い申し上げます。

<別添>

1. 令和7年度「自殺予防週間」に対する協賛及び啓発活動等の推進について（依頼）
(令和7年6月30日付け、参自発0630第4号)
2. 令和7年度「自殺予防週間」ポスター（日薬ロゴ入り）
※貴会には、参考として同ポスター（B3サイズ）が10枚ずつ送付される予定です（7月下旬頃）。

<参考>

○厚生労働省ページ

厚生労働省HP > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 自殺対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/index.html

○日本薬剤師会ページ

日本薬剤師会HP > お知らせ > 薬剤師のみなさまへ > 令和7年度自殺対策予防週間ポスターについて

<https://www.nichiyaku.or.jp/news/detail?id=766>

参自発 0630 第 4 号
令和 7 年 6 月 30 日

関係団体 御中

厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）

令和 7 年度「自殺予防週間」に対する協賛及び
啓発活動等の推進について（依頼）

自殺対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。
令和 6 年の自殺者総数は 20,320 人となっており、依然として深刻な状況が続いております。

さて、「自殺対策基本法」（平成 18 年法律第 85 号）第 7 条第 2 項において、9 月 10 日から 9 月 16 日の 1 週間は「自殺予防週間」と位置づけられています。また、同条第 3 項に基づき、国及び地方公共団体は、この期間に啓発活動を広く展開するとともに、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとされています。

あわせて、「自殺総合対策大綱」（令和 4 年 10 月 14 日閣議決定）において、自殺予防週間には国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して『いのち支える自殺対策』という理念を前面に打ち出し「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の浸透も含めて啓発活動を推進すること、また、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

これらの趣旨を踏まえ、厚生労働省では関係府省庁、地方公共団体、関係団体及び民間団体等とともに、支援策及び啓発活動を強力に推進することとしており、特に長期休暇明け前後にはこどもの自殺リスクが高まることから、自殺予防週間に先駆けて長期休暇期間中から啓発活動を行っています。なお、北海道・東北地方において小中高生の自殺者数の日別推移をみると、夏休み明け前後で自殺者数が特に増加する時期は、「その他地域」よりも 2 週間ほど早くなっています。北海道・東北地方はその他の地域よりも夏休みの期間が短く、夏休み明けが 1～2 週間早い傾向にあることと関連があると考えられ、地域特性を捉えた対応も重要と考えています。

つきましては、貴団体におかれましても、自殺予防週間に向けて各種相談支援及び啓発事業等に積極的に取り組んでいただくとともに、貴管内の支部及び関係者の方々等に自殺予防週間に向けた取組を呼びかけていただくようお願いいたします。あわせて、下記についてご協力をお願いいたします。

記

1 広報ポスターの掲示及び広報動画の活用について

今年度も引き続き、啓発活動の一環として自殺予防週間に関する広報ポスターを作成いたしますので、掲示のご協力をお願いいたします。

ポスターは、7月下旬を目途にお送りする予定ですが、夏季休暇の時期も考慮し、自殺予防週間を迎える前（8月）から掲示いただくことが効果的と考えますので、準備が整い次第、早いうちからご掲示いただくようお願いいたします。

併せて、自殺予防週間に関する広報動画も作成いたしますので、SNS等での情報発信や貴会員等への周知につきましてもご協力をお願いいたします。

※特に長期休暇明け前後にはこどもの自殺リスクが高まることから、若者に相談窓口に気づいてもらうことを目的としたポスターと動画を作成予定です。

2 自殺予防週間に実施する取組の登録について

貴団体が令和7年度「自殺予防週間」にあわせて実施する取組がありましたら、別添「登録様式」により7月18日（金）までにメールにて登録をお願いいたします。

なお、登録いただいた取組については今後実施する各種会議や記者発表等の場で取組事例一覧として配布するほか、厚生労働省HP等での公開を予定しております。

<登録いただく際にご留意いただきたい点>

- (1) 自殺予防週間に向けて、貴団体が主体で実施される取組の登録をお願いいたします。（通年で実施されている取組については登録不要です。）
- (2) 複数の出先機関等が共同で実施される場合は、以下のようにまとめて記載をお願いいたします。

（記載例）

事業名 自殺予防週間における全国一斉相談会
概要 各地で様々な困りごとに対する無料相談会を実施
（実施箇所：全国47箇所の地方■■局）

（参考）令和6年度自殺対策強化月間の主な取組（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/r6_jisatsutaisakugekkan.html

以上

【本件連絡先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

厚生労働省 社会・援護局 総務課自殺対策推進室

電 話 : 03-5253-1111 (内線 2837)

担当者 : 佐藤、五十嵐、渡邊、山本

E-mail : jisatsutaisaku@mhlw.go.jp

話を聞いてもらった。 心が少し落ち着いた。

知らせてほしい、心のSOS。



心がもやもやしたり、ざわついたら、電話やSNSで気軽に相談できます。

相談窓口はこちら



まもろうよこころ

検索



いのち
支える



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



日本薬剤師会

9月10日～16日は自殺予防週間です。